

# 第6章 計画の推進体制

## 1 高齢者保健福祉計画推進のしくみ

### (1) 庁内推進体制の充実

高齢者保健福祉計画の推進に向けて、保健福祉部高齢者福祉課を中心に関係部署と協議しながら施策の推進に努めます。特に若年性認知症を含む第2号被保険者への支援では、担当課との連携を強め、切れ目のない支援に取り組みます。

音更町の介護保険事業の検討を行う「介護保険事業等運営協議会」、庁内関係部課長等で構成する「高齢化対策推進会議」や「高齢化対策検討委員会」と連携しながら、計画の普及・推進と進行管理を行います。

### (2) 地域包括支援センター運営協議会の充実

地域包括ケアの実現に向けて、中核機関として期待される地域包括支援センターの適正な運営を継続するために、「音更町地域包括支援センター運営協議会」の充実を図ります。

地域包括支援センター運営協議会では、地域包括支援センターの運営のありかたや、地域における医療機関、福祉施設その他関係機関とネットワーク形成に関する評価や指導・助言を行い、地域包括支援センターのより円滑な運営を図ります。

### (3) 関係機関・組織・団体との連携強化

社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域包括支援センターなど福祉・介護に関連する機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係の組織との連携のもとに計画を推進します。

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域で暮らす高齢者を見守り、支援するための互助のネットワークを作り、必要に応じて公的支援につなぐ仕組みの拡充を図ります。

また、保健・医療・福祉などに関する活動を展開するNPO法人やボランティア団体を支援・育成していきます。

### (4) 住民参加の推進

音更町にふさわしい高齢者保健福祉を運営していくためには、行政、町民、関係機関、関係団体などと連携して行くことが必要です。

次期の計画策定に当たっては、これまでと同様、町民の意識や要望を把握するための調査を実施する予定です。また、学識経験者、保健・医療・福祉・介護関係者、町民委員で構成される「介護保険事業等運営協議会」で高齢者福祉に関わる全般的なあり方を検討し、計画づくり、計画の評価・見直しを行います。さらに、町民から幅広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施し、町民のニーズに沿った計画の策定を目指します。

本計画の施策を実施するに当たっては、ボランティア活動、認知症サポーターなど、世代を超えた多くの町民、団体の自発的な参加を推進していきます。

## 2 介護保険運営のしくみ

### (1) 保険者機能・庁内推進体制の充実

介護保険制度を円滑に運営するために、苦情等相談機能の充実、公平公正な介護認定、給付の適正化、介護予防の効果の検証、地域密着型サービスの指定、地域包括支援センター等の運営支援等、保険者機能の充実を図ります。

高齢者福祉課を中心に、庁内関係各課等と連携しながら、介護保険事業計画を推進します。

### (2) 介護保険事業等運営協議会

学識経験者、社会福祉協議会、被保険者代表、介護関係者等を構成員とする「介護保険事業等運営協議会」の充実を図ります。

介護保険事業計画の実施から進行管理、評価、見直しの過程において、行政、関連機関や組織・団体、町民と協働しながら、介護保険のより円滑な運営に努めます。

### (3) 介護認定審査会

保健・医療・福祉分野の専門家による介護認定審査会の合議体の委員長および副委員長8人からなる「介護認定審査会委員長・副委員長会議」において、介護認定の質の向上や平準化の研究・検討を行っています。今後も更にその取り組みの充実を図ります。